

仕事が減って  
困っていませんか？

1人親方  
個人事業主 最大100万円  
法人  
事業所 最大200万円

# 給付金の対象かも ～「持続化給付金」説明会～

一人親方や個人事業主、法人事業所の方で、新型コロナウイルスの影響で仕事が減った場合、今年の各月の売り上げが、前年の同じ月と比べて30%以上減少した月が1カ月でもあれば、県や国から給付が受けられます。また、各市町村でも申請できる可能性もあります。

どのように仕事が減少したときに対象となるのか？申請方法は？などの説明会を開催します。



「緊急雇用調整助成金」についても説明を行います

**5月29日(金)・31日(日)**

**6月3日(水)・7日(日)**

**場所：福建労大牟田支部会館  
(2F大ホール)**

開始時間

- ① 9:30
- ② 11:00
- ③ 14:00
- ④ 16:00

(各開催時間ごとに、参加人数を50人までと制限させていただきます。事前予約制です。参加される方は、組合までご連絡ください。)

いずれの日程も上記の時間で開催します



# 国・県・市の持続化給付一覧

※前年度同月との売上比較方法は申請先や確定申告方法、個人、法人などで異なる場合があります。

国・自治体	要件	給付額	申請期間
国	ひと月の売上が前年の同月と比べて50%以上減少している事業者。	法人：最大200万円 個人：最大100万円	令和2年5月1日～ 令和3年1月15日
福岡県	ひと月の売上が前年の同月と比べて30%以上～50%未満減少している事業者。	法人：最大50万円 個人：最大25万円	令和2年5月2日～ 令和2年6月30日
熊本県	ひと月の売上が前年の同月と比べて30%以上～50%未満減少している事業者。	法人：最大20万円 個人：最大10万円	令和2年5月26日～ 令和3年1月15日
柳川市	国または、県の持続化給付金の対象者。	一律 20万円	令和2年5月1日～
みやま市	国または、県の持続化給付金の対象者	一律 10万円	令和2年5月15日～ 令和3年2月15日
大牟田市	2～6月のうちひと月の売上が前年同月比で50%以上減少	法人：10万円 個人：5万円	令和2年5月2日～ 令和2年7月31日
荒尾市	ひと月の売上が前年の同月と比べて20%以上～50%未満減少している事業者。	法人：20万円 個人：10万円	令和2年5月12日～ 令和3年2月26日

※県と荒尾市は「国の持続化給付金」の対象とならない事業者に対して給付されます。



## 緊急雇用調整助成金

# 従業員に休業手当60%以上の支払いで 1日あたり8330円/1人を上限に事業主に助成金

新型コロナウイルスの影響のため事業を縮小せざるを得なくなり、労働者を休業させ、賃金の60%以上の休業手当を支給する場合に、事業主に対して支給した手当の9割（解雇があったときは8割）が国から給付される制度です。さらに支給した休業手当のうち60%を

超える部分については10割給付することとなりました。現時点では日額の給付限度額は8,330円。この日額上限額を15,000円程度まで引き上げることを首相が表明。この検討も進んでいると思われます。要件は、事業所として雇用保険の適用をうけている

こと。最近1カ月の売上が前年の同月と比べて5%以上減少していることなどです。小規模事業者には、制度が申請手続きや添付書類も大幅に簡素化されました。この内容についても説明会の中でお話しします。